

令和8年度 東濃教育事務所 学校等訪問要項

1 目的

管内の幼稚園・認定こども園、小・中・義務教育学校（以下、「園・学校」と記載）が、岐阜県教育委員会の教育指導の重点等を理解し、創意ある学校経営や充実した教育実践を進められるようにする。

訪問に当たっては、東濃教育事務所の「学校訪問指導の重点」、各市教育委員会が策定した「方針と重点」から見た具体的事実を把握するとともに、教育課程や学習指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導・助言を行う。

2 訪問種類及び回数

(1) 園・学校

	訪問名		備考(回数等)	参考
	区分Ⅰ	区分Ⅱ		
全学校	A 推進訪問	1 校内研究推進	年間1回（管内すべての学校が申請する） ◇外国人児童生徒支援訪問を含む。	要項⑤
希望するすべての学校	B 指導力向上訪問 ※B1～5内において、併用は可 ※主事の稼働状況により希望に添えない場合がある。 ※複数を希望する場合は優先順位を付けて申請する。 ※派遣依頼に区分Ⅱを明記する。	1 教科指導力向上支援	年間2回以内（「特別の教科 道徳」を含む） ◇1回はすべての教科可 もう1回は国語、算数・数学以外の教科	要項①
		2 領域指導力向上支援	年間1回 ◇「外国語活動」は、小学校のみ該当	
		3 特別支援教育向上支援	年間1回 ◇新設学級、特新担等は積極的に活用する。通常の学級における活用も可	
		4 若手教員等の指導力向上支援	年間3回以内 全校研究会は行わない ◇採用2年目から9年目までの教員の各教科・領域等	
		5 講師の指導力向上支援	年間1回 全校研究会は行わない	
指定された園・学校	C 計画訪問 推進訪問	1 幼稚園・認定こども園	2年に1回（認定こども園は3年に1回でも可） ◇教育事務所教育支援課が計画する。 ◇市教育委員会指定園は2年連続も可とする。	別表①
		2 道徳教育	3年に1回 ◇教育事務所教育支援課が計画する。	要項②
	D 指定校等訪問 ※複数の指定を受けている場合、回数が一番多い枠で申請ができる。	1 文科省指定	年間1回以上（発表会や視察訪問も含む） ◇訪問回数については、相談の上、決定する。 ◇義務教育課等訪問となる場合もある。	別表②
		2 県教委指定		
		3 市教委指定	年間2回以内（うち1回は発表会） ◇発表年度の市教育委員会指定校のみ該当する。	
		4 東教推指定 研究推進校	年間2回以内（うち1回は中間発表会や発表会）	
		5 東教推指定 研修校	年間3回以内（うち1回は中間発表会や発表会）	
6 東教推助成研究団体・助成登録団体会場校	年間2回（うち1回は発表会）			
7 県教科研等会場校	年間2回（うち1回は発表会） ◇発表年度の場合のみ該当する。			

(2) その他

	訪問名		備考(回数等)	参考
	区分Ⅰ	区分Ⅱ		
E 市教育委員会訪問		1 計画	3回（4月、12月、2月）◇12月の訪問は希望とする。	要項③
		2 関係事業	可能な限り	
F 市教育研究会訪問			算数・数学は校種ごとに1回。他教科は可能な限り	—
G 相談・研修等訪問			可能な限り（※随時受付可） ◇同一校へ複数回訪問することも可	要項④

3 留意事項等

(1) 訪問要請について

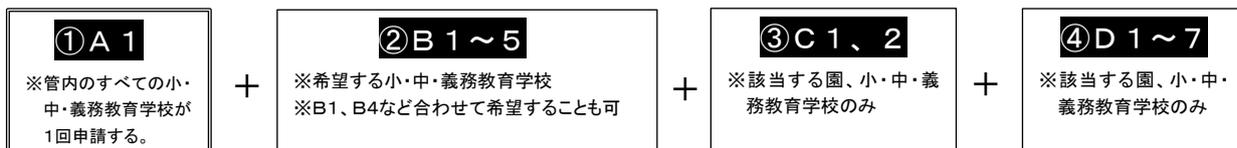
- ・ 自校の実態を踏まえ、市教育委員会と十分協議の上、訪問要請を行うようにする。

(2) 訪問指導主事数について

- ・ 1回につき1人を原則とする。
- ・ 指定校等訪問に限り、指定校担当指導主事が同行することがある。
※ただし、同行の有無は担当指導主事の派遣状況を鑑みて、東濃教育事務所教育支援課長が決定する。

(3) 訪問回数について

- ・ 園・学校は、前頁の「2 訪問種類及び回数 (1) 園・学校」を参考に、下図に示す式により訪問回数を決める。



☆「B指導力向上訪問」について、複数を希望する場合は優先順位を付ける。

例1：東濃小学校〔今年度、研究指定等を受けていない学校〕

『若手の教員で、是非指導力を付けたいので理科の主事を複数回、申請したい。』

『少しでも様々な教科の授業研を通して、授業力を向上させたい。』

- このような場合 ⇒ 国語、社会、理科など、同一教科でも複数回の申請が可能
⇒ 教科の場合、最大で6回（講師を含む場合7回）、申請することが可能

〔内訳〕

- ① A 1：「校内研究推進」で、1回申請する。（※全校研 研究教科【国語】）
- ② B 1：「教科指導力向上支援」で、2回申請する。（※例：ブロック研【国語】）（※例：教科研【音楽】）
- ③ B 4：「若手教員等の指導力向上支援」で、3回以内で申請する。（2～9年目までの教員がいる場合）
（※例：公開授業＋授業者との懇談【体育】）

※上記に加えて、下記の申請も可能

- ④ B 2：「領域指導力向上支援」で、1回申請できる。〔特別活動、総合、外国語活動（小のみ）〕
- ⑤ B 3：「特別支援教育向上支援」で、1回申請できる。

例2：東濃中学校〔今年度、市の研究指定を受けている学校〕

『市の指定を受けているので、研究や授業を充実させていきたい。』

⇒ 例1の教科分に加え「市教委指定」に係る訪問が可能となる。

〔内訳〕

- ① A 1：「校内研究推進」で、1回申請する。
- ② B 1：「教科指導力向上支援」で、2回申請する。
- ③ B 4：「若手教員等の指導力向上支援」で、3回以内で申請する。（2～9年目までの教員がいる場合）
※上記に加えて、「市教委指定」に係る申請ができる。

- ④ D 3：「市教委指定」年間2回以内（うち1回は発表会）

*複数次指定の場合は、回数が一番多い枠を活用する。また、領域の申請も可能

(4) 訪問日について

- ・ 「令和8年度東濃教育事務所カレンダー」を参考にし、訪問日を希望する。
※カレンダー記載の記号（○…学校訪問ができる日、△…半数以上の指導主事が学校訪問できる日、
▲…過半数の指導主事が学校訪問できない日、×…全指導主事が学校訪問できない日）を参考にする。
- ・ 訪問種類毎に第3希望まで記述するが、1つの訪問につき、第3希望までに「6月、10月、11月」以外の希望日を1つ以上入れる。
- ・ 担当指導主事の稼働状況により希望に添えない場合がある。

(5) 訪問日程について

- ・ 「A 推進訪問」においては、午後（1時以降）からの開始・半日を原則とする。
- ・ 「A 推進訪問」においては、原則、校内の担当者（研究推進委員長）との懇談、全校研究授業及び授業研究会を位置付ける。

- ・「A 推進訪問」においては、研修主事との懇談を位置付ける。
- ・「A 推進訪問」においては、「日本語指導を必要とする外国人児童生徒が在籍する場合「外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談（5～15分程度）」を位置付ける。
- ・指導主事派遣申請等については、次頁【訪問に係る提出文書・提出先等】を参照する。
- ・「B 指導力向上訪問」、「C2 道徳教育推進訪問」、「D 指定校等訪問」「E 市教育委員会訪問」、「G 相談・研修等訪問」において、詳細は要項①～④を参照する。

(6) 訪問手続きについて

①「令和8年度 学校等訪問要請計画表」について

※「令和8年度 学校等訪問要請計画表作成の手順」参照

- ・園・学校は、「令和8年度 学校等訪問要請計画表(以下、「要請計画表」と記載)」を令和8年4月6日(月)までに、所管する市教育委員会に提出する。
- ・各市教育委員会は、要請計画表を令和8年4月8日(水)までに、東濃教育事務所教育支援課に電子媒体で提出する。
- ・園・学校から提出された要請計画表に基づき、東濃教育事務所教育支援課と各市教育委員会との協議により訪問計画を決定し、園・学校へ通知する。

②「指導主事派遣申請書」等について

- ・市教育委員会は、「指導主事派遣申請書」等を次頁に示す要領で、東濃教育事務所教育支援課に、電子媒体で提出する。
- ・県教委指定訪問において、各市教育委員会は、東濃教育事務所教育支援課担当指導主事(以下、「担当指導主事」と記載)と連絡を密にして「指導主事派遣申請書」等を速やかに提出する。

(7) 指導案等の資料提出について

- ・管理職の指導を経て、指導案等の資料を1週間前までに、東濃教育事務所教育支援課に提出する。(必要な書類がそろっていればメールでも可とする。)
- ・県教委指定訪問においては、指導案等の資料を指定された期日までに、東濃教育事務所教育支援課に提出する。(必要な書類がそろっていればメールでも可とする。)

(8) 事前相談について

- ・原則1回とし、相談を希望する学校管理職からの依頼で行う。(市教育研究会(市教研)訪問についても、原則、関係管理職からの依頼で行う。)メールや電話での相談も可、実施可能であればオンラインで行う場合もある。行う場合は、1か月～2週間前までが望ましい。※主事の稼働状況によっては、受けられない場合もある。
- ・各園・学校は、指導案の作成過程のどの時点で担当指導主事と相談したいのかを研究推進委員会等で検討し、事前相談の日程を管理職が東濃教育事務所に連絡する。
- ・夏季休業中に実施する事前相談については、東濃教育事務所から別途連絡する文書により希望をとり、実施する。
- ・他の教育事務所に在籍する東濃と兼務の指導主事の場合も、東濃教育事務所に連絡し、東濃教育事務所が当該事務所に連絡した後、学校(管理職)と当該指導主事との間で調整を図る。

東濃教育事務所 教育支援課 学校教育係

[電話：0573-26-1111 (内線368、370、371、374、377)]

[FAX：0573-26-5806]

【訪問に係る提出文書・提出先等】

訪問種類		提出文書・提出先	提出日及び方法	
区分Ⅰ	区分Ⅱ	東濃教育事務所長		
A 推進訪問	1 校内研究推進	指導主事派遣申請書 ・区分Ⅱについても明記する。	①園・学校は申請月の <u>前月20日までに</u> 、 申請書を市教育委員会に電子媒体で提出 ↓ ②各市教育委員会は、 <u>前月25日までに</u> 、 申請書を東濃教育事務所に電子媒体で提出	
B 指導力向上訪問	1 教科指導力向上			
	2 領域指導力向上			
	3 特別支援教育向上			
	4 若手教員等の指導力向上			
C 計画訪問 推進訪問	1 幼稚園・認定こども園	指導主事派遣申請書 ・学校訪問のみ ・発表会・視察訪問は必要なし	文科省指定・県教委指定訪問について ①園・学校は、 <u>訪問予定日の20日前までに</u> 、申請書を市教育委員会に電子媒体で提出 ↓ ②各市教育委員会は、 <u>訪問予定日の2週間前までに</u> 、申請書を東濃教育事務所に電子媒体で提出	
	2 道徳教育			
D 指定校等訪問 ※1、2に関わって、各市に委託されている事業については、「訪問案内」として日程が分かるように申請をする。	1 文科省指定			
	2 県教委指定			
	3 市教委指定			指導主事派遣申請書 ・内1回の学校訪問のみ ・発表会は案内のみ
	4 東教推指定研究推進校			指導主事派遣申請書 ・学校訪問、中間発表会のみ ・本発表の際は必要なし
	5 東教推指定研修校			
	6 東教推助成研究団体・助成登録団体会場校	指導主事派遣申請書 ・助成研究団体から		
	7 県教科研等	指導主事派遣申請書 ・県教科研等主催団体から		
E 市教育委員会訪問	1 計画	—	※上記訪問事業ABCに準ずる	
	2 関係事業	指導主事派遣申請書		
F 市教育研究会訪問		指導主事派遣申請書 ・市教科研主催団体から		
G 相談・研修等訪問		指導主事派遣申請書		

<周知事項>

「A 推進訪問」について

- ・**周知** 午後(1時以降)から開始・半日を原則とします。
- ・**周知** 「外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談」は、相談したい内容に応じて時間を設定してください。
- ・**変更** 面談シートの内容によっては、外国人児童生徒担当主事が同行する場合があります。その場合は別途連絡をします。
- ・**周知** 事前に提出する指導案等の資料は電子媒体でも可とします。ただし研究構想等、同等の内容の送付もお願いします。

「B 指導力向上訪問」について

- ・**周知** 全校授業研究会を行わず、公開授業+授業者との懇談のみでも可(指導略案でも可)です。
- ・**変更** B4、B5については、午前の半日を原則とします。
- ・**変更** 「教科指導力向上支援」は、年間2回以内の要請が随時可能です。ただし、1回は国語、算数・数学以外とします。
- ・**変更** 「若手教員等指導力向上支援」は、年間3回以内の要請が随時可能です。ただし、全校研究会は行わず、授業者等との懇談のみとします。
- ・**変更** 「講師の指導力向上支援」は、全校研究会は行わず、授業者等との懇談のみとします。

「C 計画訪問・推進訪問」について

- ・**変更** 「道徳教育」は、各学校3年に1回の訪問とします。推進訪問前に、教育課程を受講します。道徳教育推進教師は「中学校区・義務教育学校内」の公開授業や研究会等に参加します。

「G 相談・研修等訪問」について

- ・**周知** 「研修支援」を行います。※例：道徳、特別活動、外国語研修、健康教育相談など所管する市教育委員会を通じて東濃教育事務所教育支援課に連絡をお願いします。

令和8年度 学校等訪問要請計画表作成の手順

- 1 東濃教育事務所ホームページからダウンロードページを選択し、「令和8年度訪問事業」をクリックする。
- 2 「令和8年度 学校等訪問要請計画表」をダウンロードする。
- 3 「令和8年度 学校等訪問要請計画表」に必要事項(色のついている部分のみ)を記入する。

市名		①		園・学校名		学校訪問予定回数		④		回	
指定の有無	文部科学省 県教育委員会指定	指定の有無	【有】	指定の名称	【無】	発表会の有無	【無】				
	市教育委員会指定	指定の有無	【無】	指定の名称	【無】	発表会の有無	【無】				
	各種団体等指定	指定の有無	【無】	指定の名称	【無】	発表会の有無	【無】				
学校等訪問要請計画	回数	区分Ⅰ	区分Ⅱ	各教科等			希望日		備考		
	1	③				第1希望	月	日	()		
						第2希望	月	日	()		
						第3希望	月	日	()		
	2					第1希望	月	日	()		
						第2希望	月	日	()		
						第3希望	月	日	()		
	3					第1希望	月	日	()		
					第2希望	月	日	()			
					第3希望	月	日	()			
4					第1希望	月	日	()			
					第2希望	月	日	()			
					第3希望	月	日	()			
5					第1希望	月	日	()			
					第2希望	月	日	()			
					第3希望	月	日	()			
6					第1希望	月	日	()			
					第2希望	月	日	()			
					第3希望	月	日	()			
7					第1希望	月	日	()			
					第2希望	月	日	()			
					第3希望	月	日	()			

①「市名」「園・学校名」の記入

- ・「市名」、「園・学校名」は、ドロップダウンリストから該当する市、園・学校名を選択する。

②「指定の有無」の記入

- ・「指定の有無」、「発表の有無」は、ドロップダウンリストからどちらかを選択する。
- ・「指定の名称」は、指定がある場合のみ、正式名称を記入する。

③「学校等訪問要請計画」の記入

- ・「区分Ⅰ」、「区分Ⅱ」、「希望日」はドロップダウンリストから該当する訪問名や期日等を選択する。
- ・「各教科等」は、該当する教科や領域を必ず記入する。
- ・「希望日」は、カレンダーを参照し、必ず第3希望まで記入する。その際、1つの訪問につき、第3希望までに6、10、11月以外を1つ以上入れる。記入がない場合は、要請の希望に添えないことがある。
- ・「備考」は、特記事項がある場合に記入する。なお、教科指導や若手の育成等「B 指導力向上訪問」を2つ以上(2回以上)希望する場合は、「第1希望」、「第2希望」等と必ず記入する。
- ・道徳教育推進訪問については、指定された月内の希望日を第3希望まで記入する。

④「学校訪問予定回数」の記入

- ・③を記入後、予定回数を算出し、回数を記入する。

- 4 園・学校は以下のものを令和8年4月6日(月)までに所管する市教育委員会に提出する。

- ・「令和8年度 学校等訪問要請計画表」の電子媒体

- 5 市教育委員会は以下のものを令和8年4月8日(水)までに教育事務所に提出する。

- ・各園・学校の「令和8年度 学校等訪問要請計画表」の電子媒体

〇〇〇第〇〇号
令和〇年〇月〇〇日

東濃教育事務所長 様

〇〇市教育委員会
教育長 〇〇 〇〇

指導主事派遣申請書(例)

下記のように、全校研究会を計画しましたので、関係職員の派遣をお願いいたします。

記

名称 訪問の種類	全校研究会(校内研究会) A 推進訪問(B訪問の場合は、B1~B5を記す)	
主催者	〇〇市立〇〇学校 校長 〇〇 〇〇	
期日	令和〇年 〇月 〇日(〇)	
会場	〇〇市立〇〇学校	
学校の 教育目標	〇〇 〇〇	
研究主題	〇〇 〇〇	
日程 及び 内容	開始時刻 〇〇時〇〇分	終了時刻 〇〇時〇〇分
	(例)	
	13:10~13:20	日程及び授業内容の説明、研究主任との懇談
	13:25~13:30	研修主事との懇談
	13:35~13:45	外国人児童生徒支援にかかわる懇談
	13:50~14:40	研究授業参観 〇年〇組 〇〇科 「〇〇〇〇〇〇」 授業者:〇〇 〇〇
	14:40~15:00	休憩
15:00~16:00	全校研究会	
16:00~16:20	指導・助言	
備考		

※B訪問については、B1~5までの種類を加える。

別表①

○：計画訪問年度 ●：市指定園発表年度 ◎：計画訪問及び市指定園発表年度

市名	園名	R 8	R 9	R10	市名	園名	R 8	R 9	R10
多治見市	養正小学校附属幼稚園	○	◎	統合	恵那市	大井こども園		○	
	昭和小学校附属幼稚園	○		○		おさしま二葉こども園	○		
	笠原こども園 ※R8 から公立こども園	こども園へ	○			やまびここども園			○
	精華小学校附属愛児幼稚園	○		○		東野こども園		○	
	旭ヶ丘こども園 ※R8 から公立こども園	こども園へ		○		みさとこども園	○		
						武並こども園		○	
土岐市	土岐津小学校附属幼稚園	○		○		中野方こども園			○
	泉小学校附属幼稚園	●	○			飯地こども園			○
	泉西小学校附属幼稚園	○		○		山岡こども園	○		
	濃南こども園	○		○		明智こども園		○	
	西部こども園		○			串原こども園			○
	泉こども園		○			上矢作こども園		○	
瑞浪市	瑞浪こども園		○		城ヶ丘こども園			○	
	稲津こども園		○		岩村こども園	○			
	桔梗こども園		○		中津川市	中津川幼稚園		○	
	陶こども園	○		○		坂本こども園		○	
	竜吟こども園	○		○		落合神坂こども園		○	
	日吉こども園		○			山口こども園			
	みどりこども園	○		○		阿木こども園			○
一色こども園	○		○	やさかこども園		○		○	
				加子母こども園		○		○	
				蛭川こども園		○	●	○	
				福岡こども園			○		

- ・ 2年に1回（認定こども園は3年に1回でも可）
- ・ 市教育委員会指定園は2年連続も可とする。

別表②

区分	指定名称	指定年度	指定市・学校名	発表、公表会日
文科	人権教育総合推進地域事業	R7～R9	多治見市立笠原小中学校区	—
県	岐阜県道徳教育振興会議「実践協力校」	R7～R8	中津川市立第一中学校	11月27日(金)
	清流の国ぎふ ふるさと魅力体験事業	R6～R8	管内12学級	—
	幼児教育の理解・発展推進事業(中央協議会)	R8	開催なし	—
	いじめ未然防止・不登校等児童生徒支援アドバイザー事業	R8	多治見市立南姫小学校 土岐市立土岐津中学校 恵那市立大井小学校	—
	英語教育推進事業	R8	多治見市立笠原小中学校	—
	食のプロフェッショナル・味覚の授業	R8	未定	—
	いのちの授業	R8	土岐市立西陵中学校 瑞浪市立瑞浪中学校	11月13日(金) 10月23日(金)
	幼児運動遊び指導者講習会 ※可茂・飛騨地区	R8	東濃管内該当なし	—
	「ふるさと教育 水と森に学ぶ」推進事業	R8	恵那市立明智小学校	—
市	多治見市	R8	多治見市立昭和小学校	11月27日(金)
		R8	多治見市立池田小学校	11月13日(金)
		R8	多治見市立多治見中学校	10月19日(月)
	土岐市	R8	土岐市立濃南小学校	11月13日(金)
		R8	土岐市立濃南中学校	
	瑞浪市	R8	瑞浪市立稲津小学校	10月29日(木)
		R8	瑞浪市立瑞浪南中学校	11月27日(金)
	恵那市	R8	恵那市立大井第二小学校	11月18日(水)
	中津川市	R8	中津川市立坂本小学校	11月20日(金)
		R8	中津川市立福岡小学校	11月5日(木)
東教推 関係	東教推研究推進校—学級経営—(中学校)	R6～R8	中津川市立坂本中学校	11月17日(火)
	東教推研究推進校—学級経営—(小学校)	R7～R9	瑞浪市立土岐小学校	R9
	東教推研究推進校—学級経営—(小学校)	R8～R10	土岐市立駄知小学校	R10
	研究発表会・実践交流会(小学校)	R6～R8	瑞浪市立瑞浪小学校	11月10日(火)
	次年度研究発表会・実践交流会(小学校)	R7～R9	多治見市立精華小学校	R9
	次年度研究発表会・実践交流会(中学校)	R7～R9	恵那市立恵那西中学校	R9
	東濃地区公立幼稚園・こども園教育研究会	R8	土岐市立泉小学校附属幼稚園	11月20日(金)
	東濃地区へき地・複式教育研究大会	R8	恵那市立上矢作小学校 中津川市立加子母中学校	11月13日(金)
	東濃地区図工・美術教育研究協議会	R8	多治見市パロー文化ホール	8月19日(水)
団体等	人権推進校	R8	多治見市立池田小学校 中津川市立蛭川中学校	—

要項①

令和8年度 指導力向上訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 目的

東濃教育事務所「令和8年度 各教科等の訪問指導の重点」を踏まえ、該当する各教科等の当面する課題に対して指導・助言を行い、実践的指導力の向上を図る。特に、教師の指導力や特定の教科・領域等の指導力を向上させる目的で実施する。

	対象教科・領域
(1) 教科指導力向上支援 ^{※1}	小・中学校：1回（「特別の教科 道徳」を含む） ^{※2} 1回（国語、算数・数学以外）
(2) 領域指導力向上支援 ^{※1}	小学校：特別活動 ^{※3} 、総合的な学習の時間 外国語活動 中学校：特別活動 ^{※3} 、総合的な学習の時間
(3) 特別支援教育向上支援 ^{※1・4}	小・中学校：特になし
(4) 若手教員等の指導力向上支援 ^{※1・5}	小・中学校：各教科・領域（全研は行わない）
(5) 講師の指導力向上支援 ^{※1}	小・中学校：各教科・領域（全研は行わない）

※1：免許外の教員が授業を行う場合も、全ての訪問を要請することができる。

※2：「特別の教科 道徳」は、「教科」として分類する。

※3：学級活動のみを対象とする。

※4：特別支援学級や通級指導教室が新設された学校、特別支援学級や通級指導教室を初めて担当する教員がいる学校は、積極的に活用する。通常の学級における活用も可能である。

※5：「若手教員等…」は、採用2年目から9年目までの教員を対象とする。

2 訪問者

- 東濃教育事務所教育支援課担当指導主事

3 訪問回数

- 「推進訪問」、「指定校等訪問」とは別に、「指導力向上訪問」(1)～(5)を組み合わせることで、複数回要請することが可能である。

4 訪問内容及び日程

- (4)、(5)については、午前の半日を原則とする。
- 学校からの要望に応じて、担当指導主事との相談の上、決定する。
- ※各校の要請内容に応じて、学習指導案を略案とすることも可とする。また、授業研究会を行わず、公開授業＋授業者との懇談のみでも可とする。
- ※教科・領域等は、目的に応じて設定する。(※全校研究教科・領域等と同一でなくてもよい。)
- 若手教員等指導力向上支援訪問及び講師の指導力向上支援訪問は、全校研究会を行わず、授業者等（ブロック研・教科部会等に広げること可）との懇談のみとする。

5 訪問日の決定

- 東濃教育事務所教育支援課担当指導主事の稼働状況により、希望に添えない場合がある。(同一校が複数回の指導力向上訪問を希望した場合、学校から優先順位を聴取する。要請が集中する教科・領域等があった場合は、教科・領域等の変更をお願いする場合もある。)
- 各学校から提出された要請計画表に基づき、東濃教育事務所教育支援課と各市教育委員会との協議により年度当初に訪問日を決定し、各学校へ通知する。
- 年度途中における新たな要請にもできる限り対応する。その場合は、所管する市教育委員会を通じて東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

6 その他

- 校内の主題研究の他に、個人的に校内の研究を深めたい教員の要請にも対応する。
- 派遣申請書に係る手続きは、別途「訪問に係る提出文書・提出先等」を参照する。
- 学習指導案等に関わる手続きは、学校等訪問要項「3 留意事項等」を参照する。

要項②

令和8年度

道徳教育推進訪問実施要項

東濃教育事務所

1 道徳教育推進訪問の趣旨

- 15期までの道徳教育計画訪問を発展的に解消し、東濃地区の実情に応じた道徳教育を推進する目的のもと実施する。9年間の成長の見通しをもって、それぞれの時期にふさわしい指導の目標を明確にしていくとともに、特別の教科道徳を要とし、意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進を図る。

2 道徳教育推進訪問の重点

◎道徳教育の目標・重点内容及び育てたい資質・能力を中学校区・義務教育学校内で共有し、9年間を通して、「道徳科」を要とした道徳教育の充実を図る。

【重視したい具体】

- ① 「道徳科」の授業の充実
- ② 道徳教育の目標・重点内容項目及び育てたい資質・能力
- ③ 9年間を通して、児童生徒、学校及び地域の実態を踏まえた意図的・計画的・発展的な道徳教育の推進

3 訪問者

- ・東濃教育事務所教育支援課担当指導主事
- ・市教育委員会担当者

4 訪問の回数

- ・各学校3年に1度の訪問とする。

5 訪問の内容

- ・午後からの半日を原則とする。
- ・以下の内容について日程に組み込む
 - ① 道徳教育推進教師との懇談
 - ② 道徳科の授業公開と授業研究会
- ・授業研究会の持ち方については、全校研究会を基本とするが、担当指導主事と相談の上、決定することも可とする。(以下参考)
 - ※指導案は、学習指導要領解説の内容から、「岐阜県道徳教育指導資料」を参考に作成する。
 - ※道徳教育推進教師との懇談の際に、各学年の年間指導計画及び別葉を確認する。(各学年の年間指導計画及び別葉の事前提出の必要はない。)
 - ※道徳教育推進教師は中学校区・義務教育学校内の公開授業や研究会等に参加することとする。

6 訪問日の決定

- ・訪問日は、市教育委員会と協議の上、調整して決定する。(訪問月は原則実施計画のとおりとする。)

7 事前提出物

- ・指導主事派遣申請書
- ・道徳教育全体指導計画(目標、重点内容、育みたい資質能力、小中学校の連携が明確となっているもの) A4 1枚
- ・特別の教科 道徳 主題構成表及び学習指導案

8 その他

- ・派遣申請書に係る手続きは、別途「訪問に係る提出文書・提出先」を参照する。
- ・学習指導案等に関わる手続きは、学校訪問要項「3 留意事項等」を参照する。
- ・訪問校及び実施日については、各小中学校の管理職が相談の上、学校等訪問要請計画表に記載して市教育委員会を通して東濃教育事務所へ提出する。

9 訪問校

道徳教育推進訪問実施計画

※実施月は、原則上記の通りとする。やむを得ない事情のある場合は、学校と市教育委員会との相談の上変更することも可とする。

市	訪問校	訪問月		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
多治見市	陶都中		10月	
	共栄小	9月		
	精華小			6・7月
	小泉中			10月
	小泉小	10月		
	南姫中		12・1月	
	南姫小	12・1月		
	根本小			12・1月
	多治見中			12・1月
	滝呂小		12・1月	
	養正小	12・1月		
	南ヶ丘中			10・11月
	脇之島小		10・11月	
	市之倉小	10・11月		
	笠原小中			7月
	平和中		10・11月	
	昭和小		9月	
	池田小			5・6月
	北陵中			9月
	北栄小		9月	
土岐市	西陵中	12月		
	下石小			12月
	妻木小	12月		
	肥田中			9月
	肥田小	9月		
	濃南中		10月	
	濃南小		10月	
	泉中	9月		
	泉小		9月	
	泉西小			9月
	土岐津中			12・1月
	土岐津小		12・1月	
	駄知中		10月	
駄知小	10月			
瑞浪市	瑞浪北中	9・10月		
	土岐小			9・10月
	釜戸小		9・10月	
	日吉小	9・10月		
	明世小			9・10月
	瑞浪南中		12月	
	陶小	12月		
	稲津小			12月
	瑞浪中		9・10月	
瑞浪小			6月	

市	訪問校	訪問月		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
恵那市	恵那東中			9月
	大井小	9月		
	大井二小			9月
	東野小		9月	
	恵那南中			12・1月
	岩邑小		12・1月	
	山岡小	12・1月		
	明智小		12・1月	
	串原小	12・1月		
	上矢作小			12・1月
	恵那北中	10月		
	中野方小			5・6月
	恵那北小		9月	
	飯地小	10月		
	恵那西中			10・11月
	三郷小		10・11月	
	長島小	10・11月		
	武並小	10・11月		
中津川市	第二中		12月	
	南小	12月		
	坂下中		10月	
	坂下小			10月
	山口小			
	川上小			
	付知中		12・1月	
	付知南小			12・1月
	付知北小	12・1月		
	蛭川中	9月		
	蛭川小			9月
	第一中			10月
	西小	10月		
	東小		10月	
	坂本中			5・6月
	坂本小		12・1月	
	加子母中		9月	
	加子母小	9月		
	阿木中	10月		
	阿木小		10月	
	苗木中		11月	
	苗木小			11月
	落合中			9月
落合小		9月		
福岡中			5月	
福岡小		9月		

※参考：日程（例）

時間	内容	備考
13:20	推進教師との懇談	・年間指導計画及び別様の確認 ・校区の取組について
14:00	研究授業	・特別の教科道徳について
15:00	授業研究会	・テーマについて
16:00	指導講評	・道徳教育の取組について
16:20	終了	

○ 教育課程研究協議会への参加について

令和8年度

・「令和8年度 教育課程研究協議会について」 11 留意事項③

令和8年度の道徳教育推進訪問に該当する小・中・義務教育学校は、特別の教科 道徳部会に1名以上参加する。（令和6・7年度に参加した学校はその限りではない。）

- (例1) 令和8年度 道徳教育推進訪問に該当する A 小学校
令和6（7）年度の教育課程研究協議会に参加済みの場合
→ 令和8年度の教育課程協議会に参加してもよいし、しなくてもよい
- (例2) 令和8年度 道徳教育推進訪問に該当する B 中学校
令和6（7）年度の教育課程研究協議会に参加していない場合
→ 令和8年度の教育課程協議会に参加する
- (例3) 令和8年度 道徳教育推進訪問に該当しない C 小学校
令和6（7）年度の教育課程研究協議会に参加していない場合
→ 令和8年度の教育課程協議会に参加する

令和9年度

・令和9年度 道徳教育推進訪問に該当する全ての小・中・義務教育学校
→ 令和9年度の教育課程協議会に参加する

令和10年度

・令和10年度 道徳教育推進訪問に該当する全ての小・中・義務教育学校
そのうち、
(1) 4月から7月の夏休み前に訪問がある学校
→令和9年度の教育課程協議会に参加する
(2) 9月以降に訪問がある学校
→令和10年度の教育課程協議会に参加する

	R8 訪問校		R9 訪問	R10 訪問校 (4月～7月)	R10 訪問校 (9月以降)
	R6/R7 教育課程参加済	R6/R7 教育過程未参加			
R8	任意の参加	参加			
R9			参加	参加	
R10					参加

……教育課程 3年目 / 3 …… 1年目 / 3 …… 2年目 / 3 ……

【現サイクル】 → 【新サイクル】 →

要項③

令和8年度 市教育委員会訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 種類

- (1) 計画訪問
- (2) 関係事業訪問

2 計画訪問について

(1) 目的

- 第1回：令和8年度各市教育委員会「学校教育の方針と重点」、「事業計画」、「市教育委員会や園・学校の課題と具体的な指導内容」等について懇談し、市教育委員会と東濃教育事務所との共通理解を深め、令和8年度の訪問指導の目的を明確にする。
- 第2回：令和8年度各市教育委員会「学校教育の方針と重点」の園・学校における具現状況等について情報交流し、今後の指導の方向を明確にする。
- 第3回：令和9年度岐阜県教育委員会の取組等について説明し、各市教育委員会「学校教育の方針と重点」の策定に資する。
 - ・ただし、第2回の実施の有無、第3回の時期や内容については、各市教育委員会の意向に沿うこととし、事務所の把握した園・学校の成果と課題等を踏まえ、各市の教育施策のよりよい具現に資する協議を行うよう留意する。

(2) 日時、会場及び参加者

	日時	会場	参加者
第1回	4月中旬	各市教育委員会が指定する会場	市教育委員会事務局職員
第2回	12月中旬		
第3回	2月中旬		

(3) 訪問者

- ・東濃教育事務所教育支援課担当指導主事

(4) 会の進行

- ・各市教育委員会の計画により会を進行する。

3 関係事業訪問について

(1) 目的

- ・各市教育委員会が主催する行事等の関係事業*に訪問し、それに係る内容について指導・助言を行うことで学校教育の一層の充実を図る。
(※関係事業：各市が開催する研修会等の事業)

(2) 訪問者

- ・東濃教育事務所教育支援課担当指導主事

(3) 訪問日の決定

- ・東濃教育事務所教育支援課と各市教育委員会との協議により年度当初に決定する。
- ・年度途中における新たな要請にもできる限り対応する。その場合は、東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

(4) その他

- ・派遣申請書等の提出に係る手続きは、推進訪問等の手続きに準じる。
- ・旅費は、東濃教育事務所が負担する。

令和8年度 相談・研修等訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 目的

(1) いじめ・不登校等対策

いじめ・不登校等の未然防止に万全を期した生徒指導体制、教育相談体制の充実を図ることができるよう、生徒指導主事及び教育相談担当をはじめとする職員への指導・助言を行う。

(2) 特別支援教育

校内における特別な支援を必要とする児童生徒への支援体制を整え、具体的な指導が充実するよう、実態把握及び指導・助言を行う。

(3) 外国人児童生徒支援

日本語指導の必要な外国人児童生徒が在籍する学校について、初期指導や日本語指導の充実に向け、相談や研修を行う。

(4) 研修支援

校内研修の充実を図ることができるよう指導・助言を行う。

※例：道徳、特別活動、外国語研修、健康教育相談など

2 訪問者

- ・各訪問に係る担当指導主事
(必要に応じて複数で訪問することもある)

3 回数

- ・学校の要請にできる限り対応する。
- ・同一校へ複数回訪問することも可とする。
- ・早急な対応が必要な場合に随時訪問することも可とする。

4 内容

- ・校内研修会、ケース検討会議等、学校からの要望に応じて、担当指導主事との相談の上、決定する。

5 期日の決定

- ・各学校から提出された要請計画表に基づき、東濃教育事務所教育支援課と各市教育委員会との協議により年度当初に決定し、各学校へ通知する。ただし、早急な対応が必要な場合には、この限りではない。
- ・年度途中における新たな要請にもできる限り対応する。その場合は、所管する市教育委員会を通じて東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

6 その他

- ・派遣申請書や学習指導案等の提出に係る手続きは、学校等訪問要項の手続きを参照する。ただし、早急な対応が必要な場合には、この限りではない。

要項⑤

令和8年度 外国人児童生徒支援訪問 実施要項

東濃教育事務所

1 目的

外国人児童生徒教育については、日本語指導が必要な児童生徒の集住化と散在化が同時に進行するとともに、児童生徒の生活・学習背景も多様化してきている。そうした中、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校において、適切な適応指導や日本語指導の実施が求められている。今後もさらに増加が見込まれる外国人児童生徒について、各学校における適応指導や日本語指導の困り感に対し助言するとともに、日本語指導が充実するよう児童生徒向け教材の活用方法等について周知する。

2 対象校及び回数

- 令和8年5月1日現在、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校を対象に、教育支援課が行う推進訪問と併せて年1回実施する。

3 訪問者

- 東濃教育事務所教育支援課各教科担当主事（推進訪問と併せて実施するため、推進訪問の担当教科主事）

※ただし、面談シートの内容によっては、外国人児童生徒担当主事が同行する場合もある。（その場合は、別途連絡をする。）

4 内容

- 外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談及び教育事務所からの指導助言（5分から15分程度、日本語指導の状況に応じて学校が時間設定する。）

□事前に提出する面談シートに基づき、以下のことについて懇談する。

【困っていること等のない学校】（5分程度）

- ①日本語指導が必要な児童生徒の様子や指導の状況についての確認
 - ②個別の指導計画の確認
 - ③取り出し指導を行う場合の「特別の教育課程編成・実施計画」の確認
- ※面談シートの内容に基づいて、①②以外について話題にすることもある。

【困っていること等のある学校】（15分を目途に）

- ①②③に加え、
- ④困っていること等に対する指導助言

5 事前提出物

- 外国人児童生徒支援訪問 面談シート
 - *訪問校は、**訪問の10日前**までに市教育委員会へ電子データで提出する。
 - *市教育委員会は、**訪問の1週間前**までに**東濃教育事務所外国人児童生徒担当者**へ電子データで提出する。

6 訪問に関わる資料

- 訪問校は、当日に以下の資料を準備する。
 - (1) 特別の教育課程編成・実施計画（「特別の教育課程」実施校のみ）
 - (2) 個別の指導計画等、日本語指導が必要な児童生徒の実態が分かるもの（当該児童生徒のプリントやノート等）

7 その他

- 可能な限り、市教育委員会担当者等も同行することが望ましい。
- 希望がある場合は、本訪問とは別に、「相談・研修等訪問」として、「外国人児童生徒支援」に係る訪問を要請することができる。**（要項④「令和8年度 相談・研修等訪問 実施要項」参照）
- 面談シートについては、個人情報を含むため、取扱いに留意する。

令和8年度 外国人児童生徒支援訪問 面談シート

記入例

訪問日	令和8年 月 日 ()	記入者	
学校名	市立 学校	学校担当者	

(1) 外国人児童生徒の在籍状況

① 外国人児童生徒数	名
② ①のうち日本語指導が必要な児童生徒数	名
③ 日本国籍であるが、日本語指導が必要な児童生徒数	名

(2) 日本語指導者・外国人児童生徒適応指導員の指導状況

	指導者・支援員名	県費・市費	実施教科名	指導形態
1	〇〇 〇〇	県費・市費	算数	取り出し・入り込み
2	●● ●●	県費・市費	国語	取り出し・入り込み
3		県費・市費		取り出し・入り込み

(3) 日本語指導が必要な児童生徒の氏名、学年、母語、指導形態

児童生徒名		日本語レベル	取り出し指導		入り込み指導		
学年	氏名		母語	週あたり時数	指導者	週あたり時数	指導者
3	□□ □□	タガログ語	3	時間/週	1	2時間/週	2
2	△△ △△	中国語	1	4時間/週	1	3時間/週	2
				時間/週		時間/週	
				時間/週		時間/週	
				時間/週		時間/週	
				時間/週		時間/週	

※JSL評価参照枠の1~6のステージで記入します。

※(2)の指導者の番号を入れます。

(4) 特別の教育課程編成・実施計画、個別の指導計画作成状況

特別の教育課程編成・実施計画	<input type="radio"/>
個別の指導計画	<input type="radio"/>

※必要に応じて枠を追加してください。

(5) 校内での連携

① 日本語指導で用いた教材（学習プリント等）の保管（ファイル作成等）	<input type="radio"/>
② 日本語指導担当者と児童生徒所属学級担任との打合せ（情報交流）	<input type="radio"/>
③ 学年会等における、校内での定期的な情報交流	<input type="radio"/>
④ 管理職を交えた情報交流や必要な支援についての交流	<input type="radio"/>
⑤ 職員打合せ等における職員への情報発信	<input type="radio"/>

(6) 相談したいこと

※具体的に記入してください。

令和8年度「【オール東濃】授業交流推進プラン」実施要項

1 ねらい

- ・東濃管内の各小・中・義務教育学校が、学校や市の枠組みを超えた相互授業参観を可能にすることで、教師の指導力向上と継続的な授業改善の推進を図る。

2 概要

- ・東濃管内の各市立小・中・義務教育学校から提供された公開授業の情報を一覧に集約し、東濃教育事務所のホームページにて公開する。
- ・ホームページの公開授業情報をもとに、授業参観を希望する学校の校長が授業を公開する学校の校長の了解を得て、職員を公開授業や授業研究会に派遣する。

3 実施主体

- ・東濃管内各市教育委員会了承のもと、教育支援課学校教育係が実務を担当する。

4 参加校

- ・参加を希望する東濃管内の各市立小・中・義務教育学校

5 運営方法

(1) 各学校が、公開授業に関する情報を記入した「公開授業登録シート(Excelファイル)」を、電子メールにて、東濃教育事務所に提出する。

- ・送付先：東濃教育事務所 教育支援課 学校教育係 学校訪問担当指導主事
 - ・公開授業に関する情報：学校名、公開日時、教科・領域等名、単元名(教材)名、公開学年、授業者名等
 - ・公開種別：全校研究会、グループ研究会、学年別研究部会、市教研、研修校の中間発表会等
 - ・「公開授業登録シート」は、公開授業に関する情報が判明次第、遅くとも2ヵ月前の20日をめどに提出する。(早い段階に1年分まとめて提出も可能)
 - ・各学校は、他校からの参観受入が可能な公開授業のみ登録する。
 - ・「公開授業登録シート」の送付は、受入が可能な公開授業がある学校のみが行う。
(参観受入が可能な公開授業がない学校は「公開授業登録シート」の送付は不要)
- ※学校間の相互協力の観点から、より多くの公開授業登録が望まれる。

(2) 東濃教育事務所は、管内の公開授業情報を集約し、更新のあった場合のみ市教委を通して各学校へ案内及びホームページ(月末更新)にて公開する。

- ・各学校からの情報提供を速やかにホームページに反映する。

(3) 公開授業参観を希望する場合は、学校間で調整する。

- ・参観希望校の校長から公開授業校の校長に連絡を取り、授業参観等の許可を得る。
- ・校長間の了承の下、教頭等を窓口、授業参観のみか、研究会にも参加するか、指導案の送付方法等の調整を行う。

※公開授業が市教研授業の場合、参観希望校の校長は、市教研当該部会顧問校長にも連絡し、授業参観等の許可を得る。（顧問校長が不明な場合は、当該市教育委員会へ問い合わせた後、当該顧問校長へ連絡する。）

※市の指定校による研究発表会については、指定校の申込み方法によることとし、校長間の連絡は不要である。

(4) その他

- ・旅費は各所属の一般旅費で対応する。

※学校間のやり取りは電話やメール等の連絡のみとし、手土産や謝礼等のやり取りは一切行わないこととする。

- ・これまで授業を参観する機会が少なかった職員が、授業を直接参観したり、先輩教員から学ぶ機会を確保したりする機会になるよう、積極的に活用する。

「【オール東濃】授業交流推進プラン」 公開授業登録シート記載例

【オール東濃】授業交流推進プラン				公開授業登録シート				別紙		東濃教育事務所			
※色付きのセルがこれから公開される授業です。公開後はセルの色を白にします。										※このシートを印刷をされる場合は、ページ数にご注意ください。			
▼	▼ 学校名 ▼			▼ 公開日時 ▼		▼ 公開種別 ▼	▼ 教科・領域 ▼	▼ 単元(教材) ▼	▼ 学年 ▼	▼ 授業者氏 ▼	▼ 備考(指定等) ▼		
例	東濃市	立	東濃 小学校	6月	6日	金	第5校時	全校研究会	国語	デジタル機器と私たち	第6学年	〇〇 〇〇	
例	東濃市	立	東濃 小学校	6月	17日	火	第4校時	学年部研究会	算数	分数的な計算の考えよう	第6学年	長島 正子	NEWIGIFUウェブラーニング活用推進事業推進校
例	東濃市	立	東濃第一 中学校	7月	3日	木	第5校時	全校研究会	外国語	Unit3	第2学年	東濃 太郎	英語教育推進事業推進校
例	東濃市	立	東濃 中学校	7月	11日	金	第2校時	ブロック研究会	自立活動	5(4)コミュニケーション	自・情	長島 正夫	
例	東濃市	立	東濃第二 中学校	10月	8日	水	第5校時	市教研	体育	E球技	第3学年	東濃 花子	教科指導員
例	東濃市	立	東濃第二 小学校	11月	21日	金	第5校時	中間まとめの会	理科	物のとけ方	第5学年	東濃 二郎	東教推研究指定校
1		立			月	日							
2		立			月	日							
3		立			月	日							
4		立			月	日							
5		立			月	日							

令和8年度 研修調整会

東濃教育事務所

1 研修調整会の実施方法について

(1) 開催日等について

- ・年間計画に基づいて実施する。
- ・開始時刻は、午後2時を原則(変更の場合は、事前に連絡)とする。

(2) 会場について

- ・恵那総合庁舎5A会議室(大会議室)を原則(変更の場合は、事前に連絡)とする。

(3) 進行について

- ・会の司会進行は、教育支援課学校教育係担当指導主事が行う。

2 訪問期日の決定について

(1) 訪問計画作成者と調整方法について

訪問計画は、教育支援課学校教育係担当指導主事が作成する。作成された訪問計画について、下記のとおり調整する。

- ① 第1回研修調整会において、4・5月分の訪問計画を調整する。
- ② 第2回研修調整会において、6月以降分の訪問計画を調整する。
- ③ 第3回研修調整会以降は、必要に応じて訪問計画の調整や確認を行う。

(2) 訪問計画作成に係る留意事項について

① 以下の訪問は、優先的に位置付ける。

○文部科学省、県教育委員会の指定校等の発表会・公表会

○東教推指定校等の発表会・公表会

・研修校…研究発表会・実践交流会会場校(瑞浪市立瑞浪小学校)

・指定校…学級経営研究推進校(中津川市立坂本中学校)

・研究助成団体・登録団体会場校

○市指定校発表会

○県教科研等の会場校の発表会

○市教育研究会(算数・数学は校種ごとに年間1回とし、他教科は可能な限り訪問)

・教科研部会の研究会

※市教研事務局は、市教育研究会総会後、訪問要請一覧を教育事務所担当者へ提出する。

※市教育研究会開催日は、指導主事の訪問体制をできるだけ整える。

※旅費は申請者負担とする。

② 下記に関する各学校等の訪問希望日を調査し、訪問計画に位置付ける。

○推進訪問(小・中学校)

○指導力向上訪問(教科指導力向上支援、領域指導力向上支援、特別支援教育向上支援、若手教員等の指導力向上支援、講師の指導力向上支援)

○計画訪問・推進訪問(幼稚園・認定こども園、道徳教育)

○指定校等訪問(文部科学省指定校、県教育委員会指定校、市教育委員会指定校、東教推研修校、東教推研究推進校、東教推研究助成団体・登録団体会場校、県教科研等会場校)

- 市教育委員会訪問
- 相談・研修等訪問（いじめ・不登校等対策、特別支援教育、外国人児童生徒支援、研修支援等）
- ③ ①②を経て作成された訪問計画について、第1回及び第2回研修調整会で確認し、最終調整を行う。

3 訪問に関する留意点について

(1) 文部科学省指定校、県教育委員会指定校への訪問について

- ① 原則として、4月中に、訪問希望日や内容等について相談し、訪問を実施する。
- ② 該当市教育委員会は、東濃教育事務所の指示により、指定校の訪問希望日や内容等を担当指導主事に報告する。
- ③ 義務教育課等が訪問する場合は別途連絡する。

(2) 市教育委員会指定校への訪問について

- ① 訪問者は、研究主題や研究内容に応じ、担当指導主事を充てる。
 - 市教育委員会担当者が同行することを原則とする。
 - 発表会は、担当指導主事1名の派遣（挨拶なし）を原則とする。
- ② 発表会講評は、該当市教育委員会が担当する。

(3) 訪問日程等について

- ① 「B 指導力向上訪問」については、訪問区分Ⅱを派遣申請書に明記する。訪問区分Ⅱの内容に応じて、公開授業での指導案は略案も可とし、授業研究会でなくても、授業者等との懇談でも可とする。
- ② 全ての訪問において、半日を原則とする。ただし、幼稚園、こども園に訪問する場合には、その限りではない。
- ③ 外国人児童生徒支援訪問では、外国人児童生徒教育担当者または教頭等との懇談等（必要に応じて5～15分程度）を位置付ける。
- ④ 指導力向上訪問、計画訪問、市教育委員会訪問、相談・研修等訪問、外国人児童生徒支援訪問において、詳細は要項を参照する。
 - 市教育委員会担当者は、上記の内容について、指導主事派遣申請書等を確認の上、東濃教育事務所へ送付する。

(4) その他

- ① 相談・研修等訪問の回数に制限はない。
- ② 年度途中における新たな要請については、東濃教育事務所教育支援課に連絡する。

4 年間計画

回	日時	会場	主な内容
1	4月14日(火) 午後2時から	恵那総合庁舎 大会議室	1 教育支援課長 挨拶 2 自己紹介 3 教育支援課事務分掌 4 学校等訪問要項等 5 4月・5月分の研修調整・市教研の動き 6 東教推研究発表会・実践交流会 7 実践記録、教材・教具の部(担当主事から) 8 情報交流
2	5月1日(金) 午後2時から	恵那総合庁舎 5A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 6月以降分の研修調整 3 東教推研究発表会・実践交流会 4 実践記録、教材・教具の部(担当市から) 5 東教推「学級経営」研究推進校 6 東教推 教科指導員制度の運用 7 情報交流
3	6月9日(火) 午後2時から	恵那総合庁舎 大会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 7月以降分の研修調整 3 教科書センターの運営 4 教育課程研究協議会 5 東教推研究発表会・実践交流会 6 実践記録、教材・教具の部 7 東教推「学級経営」研究推進校 8 東教推「学級経営実践講習会」 9 教育実践論文の募集 10 東教推 教科指導員制度の運用
4	8月31日(月) 午後2時から	恵那総合庁舎 5A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 9月以降分の研修調整 3 教育課程研究協議会の成果と今後の方向 4 実践記録、教材・教具の部(振り返り) 5 東教推研究発表会・実践交流会 6 東教推「学級経営」研究推進校 7 東教推「学級経営実践講習会」
5	10月2日(金) 午後2時から	恵那総合庁舎 5A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 10月以降分の研修調整 3 東教推研究発表会・実践交流会 4 東教推「学級経営」研究推進校
6	2月5日(金) 午後2時から	恵那総合庁舎 5A会議室	1 教育支援課学校教育係長 挨拶 2 令和8年度東教推指定発表会の成果等 3 令和9年度東教推指定発表会

※第1回合同研修会(担当:中津川市)は、第1回研修調整会〔4月14日(火)〕後、第2回合同研修会(担当:中津川市)は、研修事業及び訪問事業等説明会〔2月19日(金)〕後に行う。

R8中津川市→R9瑞浪市→R10恵那市→R11土岐市→R12多治見市